

## 名誉会員に関する規程（定款施行規則第3号）

（目的）

第1条 この規程は定款第6条第1項第4号に規定する名誉会員の推薦及び資格取得について、必要な事項を定める。

（名誉会員の推薦）

第2条 名誉会員は次に掲げる者を理事会の議決により推薦する。

- （1） 青少年の健全な発達、スカウト運動の推進・発展に関し理解を示し、会員として迎えることがスカウト運動及び県連盟の発展に大きく寄与する有識者
- （2） スカウト運動、県連盟の発展に特に尽力した者

（名誉会員の入会）

第3条 理事会は前条の議決により候補者を推薦し、候補者に対し入会の承諾を得た後、総会の承認を受けて入会とする。

（変更）

第4条 この規程の変更は、理事会の決議によるものとする。

（委任規定）

第5条 この規程に定めのない事項については、法令、日本連盟が定める定款・教育規程及びその諸規程の示すところに従う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟定款の施行の日から施行する。
- 2 この規程制定前に名誉会員として入会している者は、この規程に基づき入会したものとみなす。